

金沢市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成29年 7月26日策定

平成30年 5月28日改定

令和 2年 7月28日改定

令和 5年 3月28日改定

令和 5年 7月27日改定

令和 8年 7月28日改定

金 沢 市 農 業 委 員 会

第1 基本的な考え方

金沢市の農業は、砂丘地域から平坦地域、中山間地域にわたり、水稻を中心に野菜、果樹、花きなど多様な農業生産が展開されており、都市近郊型の農業構造が形成されているが、近年、都市化の進展や農業従事者の高齢化により、担い手が不足し、集落機能や農村の持つ公益的機能の低下が懸念されている。

こうした状況の下、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第7条に基づく標記指針を次のとおり策定し、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、地域計画（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和4年法律第56号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「改正基盤法」という。）第19条第1項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組むなど、担当区域ごとの活動を通じて、農地等の利用の最適化を一体的に推進する。

- 具体的な数値目標は、「金沢の農業と森づくりプラン2030」（令和8年2月金沢市策定）等に基づき設定する。
- 単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。
- 農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (令和8年3月)	3, 1 9 0 ha	1 5 . 4 ha	0 . 5 %
目 標 (令和11年3月)	3, 1 4 4 ha	1 2 . 6 ha	0 . 4 %

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

- 農業委員と推進委員のチーム制により、農地法に定める利用状況調査及び利用意向調査を適正に実施する。
また、利用意向調査は、農業委員及び推進委員と所有者等との直接面談による意向確認を基本とする。
- 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。
- 利用意向調査の結果を踏まえ、農地中間管理機構への貸付など農地の利用関係の調整を行う。
- 利用状況調査に加え、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正利用に関する日頃からの現場活動を通じ、遊休農地の発生防止を図る。
- 山林の様相を呈した再生困難な農地については、現況に応じて速やかに非農地判断・通知を行い、守るべき農地を明確化する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

- 遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、緑区分の遊休農地解消の割合により評価する。
- 単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (令和8年3月)	3, 1 9 0 ha	1, 8 4 0 ha	5 7 . 7 %
目 標 (令和11年3月)	3, 1 4 4 ha	2, 0 5 0 ha	6 5 . 2 %

※令和12年に集積率70%を目指す。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

- 農業委員会として、地域（1集落又は数集落）ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く地域計画のブラッシュアップに取り組む。
- 市、農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア) 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ) 利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、地域計画の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討等により、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。
- 中山間地域においては、基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れなど、地域に応じた取り組みを推進する。
- 金沢市農地バンクを活用し、担い手への農地集積を図るとともに、あっせんによる集積を図る。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

- 担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。
- 単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	平成28年度からの新規参入者数
現 状 (令和8年3月)	180 人
目 標 (令和11年3月)	240 人（累計）

※ 令和8～令和12年度の5年間で100人（経営体）を見込む。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

- 県、市、農協等関係機関との連携とともに、農業委員や推進委員が新規就農フェア等に積極的に参加することで新規就農希望者の情報の収集に努め、新規就農の受入れとフォローアップ体制を整備する。
- 関係機関と連携し、積極的に企業の参入の推進を図る。
- 農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人を含む。）の地域の受入条件の整備を図るとともに、受入れ後のフォローアップを担う。
- 県、市、農協等関係機関と連携し、新規就農者等への産地継承の仕組みづくりに参画し、離農する担い手からの確実な事業継承を図る。

(3) 新規参入の促進の評価方法

- 新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

- 単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 地域計画の目標を達成するための役割

地域計画に基づき農地を効率的かつ総合的に利用していくため、農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 地域計画で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・ 地域計画の定期的な見直しへの協力